

# 一般社団法人アザリー飯田フットボールクラブ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人アザリー飯田フットボールクラブと称する。

(目的)

第2条 当法人は、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化の普及と発展を図り、スポーツを中心とした地域のネットワークの構築と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ普及・強化育成事業
- (2) スポーツ及び健康増進活動の企画・運営事業
- (3) スポーツ大会、イベントの運営・協力事業
- (4) スポーツに関する研究事業
- (5) スポーツに関する情報ネットワーク活性化事業
- (6) スポーツ施設の設置・管理・運営事業
- (7) スポーツ施設内での料理店業その他の飲食店業
- (8) スポーツ施設内での物品の販売、施設の貸し付け
- (9) スポーツ環境整備事業
- (10) 学習教室の実施
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(主たる所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を長野県飯田市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 正会員及び賛助会員

(会員の資格)

第7条 当法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員はクラブの理事及び指導スタッフとし、正会員をもって一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体とする。

(入 会)

第8条 当法人の成立後に会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第9条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 会員本人による退会の申出

ただし、退会の申出は、1か月前にするものとするが、やむ得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2. 死亡又は解散

3. 総社員の同意

4. 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

③ 会員が、本条によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

④ 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

- ④ 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。なお、社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上11名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、当法人の理事を社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に会長1名、副会長1名、常任理事3名を置く。

- ② 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とし、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。
- ⑤ 常任理事は、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事には、報酬等は支払わないものとする。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第26条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事及び監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）並びに監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に意義を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- ② 通常理事会は毎事業年度2回以上開催し、臨時理事会は会長が必要と認めたときに開催する。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出)

第36条 代表理事は、毎年の事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第38条 当法人は、一般法人法及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、社員の半数以上であって社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分及び剰余金の非分配)

第39条 当法人が清算する場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

② 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長野県飯田市大瀬木3685番地1  
設立時社員 上沼 直樹

長野県飯田市上郷黒田545番地  
設立時社員 麦島 千六

長野県飯田市北方3179番地  
設立時社員 熊谷 好彦

長野県飯田市北方3365番地  
設立時社員 菅沼 文秀

長野県飯田市大瀬木751番地1  
設立時社員 宮下 勇

長野県飯田市大瀬木2724番地1  
設立時社員 岡庭 弘樹

長野県上伊那郡中川村大草3729番地1  
設立時社員 原田 健太

長野県飯田市三日市場406番地32  
設立時社員 熊谷 賢一

(設立時役員)

第41条	設立時理事	上沼	直樹
	設立時理事	麦島	千六
	設立時理事	熊谷	好彦
	設立時理事	菅沼	文秀
	設立時理事	宮下	勇
	設立時理事	岡庭	弘樹
	設立時理事	原田	健太
	設立時理事	熊谷	賢一
	設立時理事	岡本	俊生
	設立時理事	熊谷	弘
	設立時理事	村上	慶二
	設立時監事	下平	伸次
	設立時監事	菅原	政宏
	設立時代表理事(会長)	上沼	直樹
	設立時代表理事(副会長)	麦島	千六
	設立時常任理事	熊谷	好彦
	設立時常任理事	岡庭	弘樹
	設立時常任理事	宮下	勇

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人アザリー飯田フットボールクラブを設立のため、設立時社員上沼直樹外7名の定款作成代理人である司法書士菅原政宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年3月16日

設立時社員 長野県飯田市大瀬木3685番地1  
上沼直樹

設立時社員 長野県飯田市上郷黒田545番地  
麦島千六

設立時社員 長野県飯田市北方3179番地

熊谷好彦  
設立時社員 長野県飯田市北方 3 3 6 5 番地  
菅沼文秀  
設立時社員 長野県飯田市大瀬木 7 5 1 番地 1  
宮下勇  
設立時社員 長野県飯田市大瀬木 2 7 2 4 番地 1  
岡庭弘樹  
設立時社員 長野県上伊那郡中川村大草 3 7 2 9 番地 1  
原田健太  
設立時社員 長野県飯田市三日市場 4 0 6 番地 3 2  
熊谷賢一

上記設立時社員 8 名の定款作成代理人

長野県飯田市中村 1 1 7 6 番地 1

司法書士 菅原 政宏